地方法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十七号

地方法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項及び第五項において「平成二十三年改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項」を削り、同条第五項中「、平成二十三年改正法附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項」を削る。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

相続税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十八号

相続税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第九条の四第四項、第二十一条の四第四項、第二十三条の二第一項第一号及び第二号イ並びに第三項第一号、第三十四条第一項第三号、第四十一条第四項並びに第六十六条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の八」の下に「・第五条の九」を加える。

第一条の十第五項第一号中「翌期控除事業税相当額」を「翌期控除事業税等相当額」に、「の額を」を「の額及び当該事業税の額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の規定を適用して計算した特別法人事業税の額の合計額を」に改め、同項第二号中「当該」を「同号の」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第一号の規定により計算した同号の信託の受託法人の事業税の額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した特別法人事業税の額

第一条の十第八項中「ついて法第二十一条の八」を「ついて同条」に改める。

第四条の十四第一項中「、信託法」を「信託法」に改め、「又は遺留分による減殺の請求があつたこと」を削り、「場合」の下に「又は当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、「、その減少することとなつた理由」を削り、「価額（」を「価額又は当該請求に基づき支払うべき金銭の額（」に改める。

第四条の十五第一項中「又は当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の全部につき遺留分による減殺の請求があつたこと」を削り、「場合」の下に「又は当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合」を加える。

第五条の八に見出しとして「（定期金給付契約の目的とされた者に係る余命年数）」を付し、第三章中同条を第五条の九とし、同条の前に次の一条を加える。

（建物の一部が賃貸の用に供されている場合等の配偶者居住権の価額等）

第五条の八　法第二十三条の二第一項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　配偶者居住権の目的となつている建物（以下この条において「居住建物」という。）の一部が賃貸の用に供されている場合（第三号に掲げる場合を除く。）　イに掲げる価額にロに掲げる割合を乗じて計算した金額

イ　当該居住建物の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されておらず、かつ、当該賃貸の用に供されていないものとした場合の時価

ロ　当該居住建物の床面積のうちに当該賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の占める割合

二　被相続人が居住建物を相続開始の直前においてその配偶者と共有していた場合（次号に掲げる場合を除く。）　イに掲げる価額にロに掲げる割合を乗じて計算した金額

イ　当該居住建物の相続開始の時における配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価

ロ　当該被相続人が有していた当該居住建物の持分の割合

三　居住建物の一部が賃貸の用に供されており、かつ、被相続人が当該居住建物を相続開始の直前においてその配偶者と共有していた場合　第一号イに掲げる価額に同号ロに掲げる割合及び前号ロに掲げる割合を乗じて計算した金額

2　法第二十三条の二第一項第二号イに規定する耐用年数に準ずるものとして政令で定める年数は、所得税法施行令第百二十九条（減価償却資産の耐用年数、償却率等）に規定する耐用年数のうち居住建物に係るものとして財務省令で定めるものに一・五を乗じて計算した年数（六月以上の端数は一年とし、六月に満たない端数は切り捨てる。）とする。

3　法第二十三条の二第一項第二号イに規定する配偶者居住権が存続する年数として政令で定める年数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める年数（六月以上の端数は一年とし、六月に満たない端数は切り捨てる。）とする。

一　配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間とされている場合　当該配偶者居住権が設定された時における当該配偶者の平均余命（年齢及び性別に応じた厚生労働省の作成に係る生命表を勘案して財務省令で定める平均余命をいう。次号において同じ。）

二　前号に掲げる場合以外の場合　遺産の分割の協議若しくは審判又は遺言により定められた配偶者居住権の存続期間の年数（当該年数が当該配偶者居住権が設定された時における配偶者の平均余命を超える場合には、当該平均余命）